

笠岡市立市民病院

[指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所]
運営規程

制定	令和2年4月1日
改正	令和2年9月1日
改正	令和3年4月1日
改正	令和4年6月1日
改正	令和5年9月1日
改正	令和6年2月1日

(事業の目的)

第1条 笠岡市立市民病院が開設する指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者という。」）で、医師が訪問リハビリテーション等の必要を認めた者に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 笠岡市立市民病院 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 岡山県笠岡市笠岡5628番地の1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師1名
事業所の従業者の管理及び訪問リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 理学療法士 1名以上（常勤職員）
作業療法士 1名以上（常勤職員）
言語聴覚士 1名以上（常勤職員）
訪問リハビリテーション計画書に基づき、訪問リハビリテーション等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月～金曜日は、午前9時00分から午後5時00分までとする。
- (3) サービスの提供が可能な曜日と時間は、月～金曜日(ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く)の午前9時00分から午後5時00分までとする。

(利用料その他の費用の額)

第6条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、笠岡市内の全区域とする。

(苦情処理)

第8条 事業者は、提供した訪問リハビリテーション等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第10条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、従業員の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- (2) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は笠岡市立市民病院が定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(附則)
この規程は、令和2年9月1日から施行する。
(附則)
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(附則)
この規程は、令和4年6月1日から施行する。
(附則)
この規程は、令和4年6月1日から施行する。
(附則)
この規程は、令和5年9月1日から施行する。
(附則)
この規程は、令和6年2月1日から施行する。